

療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の 充実等を求める意見書

昨年の通常国会において、「医療制度改革関連法」が成立し、今後6年間で現在38万床ある療養病床のうち23万床が削減されることになった。これを福島県に当てはめると、5,723床(2006年1月現在)ある療養病床のうち、1,001床の介護療養病床は全廃、4,722床の医療療養病床は2,833床削減され、わずか1,889床程度となる。

さらに、昨年10月から医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち医療の必要度が低いと見なされる患者の食費・居住費が保険給付費から外され、該当する入院患者は、大幅な負担増を強いられるため、入院継続が困難になり、やむなく退院するものが多数出てくるものと予想される。また、昨年7月1日から、削減計画を先取りする形で、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省がいうところの「医療の必要度が低い」とされる患者さんの入院基本料が大幅に引き下げられた。

療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院(入所)までには数か月から数年かかるといわれ、特に特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、福島県では11,225人と報告されている。(2006年1月1日現在)

その結果、このままでは、多くの療養病床を持つ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

こうした中で、住民の身近にあって地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させることが求められる。

よって、政府においては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするために、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 療養病床の廃止、削減計画を中止すること。
- 2 地域住民が安心して暮らせるように、介護保険を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

福島県伊達市議会議長 滝澤福吉

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 様